

隣接市の地域密着型通所介護事業所の指定

1 地域密着型通所介護事業所について

平成28年4月1日より小規模（利用定員18人以下）通所介護サービスの地域密着型サービスへの移行に伴い，原則として事業所が所在する市区町村の被保険者だけが利用できることになり，市外市区町村に所在する地域密着型介護サービスを利用する際には，従前からの地域密着型サービスの指定手続と同様の手続が必要になりました。

ただし，隣接市（立川市・国立市・府中市・小金井市・小平市）については，介護保険法第78条の2第9項の規定により，利用に係る同意不要協定を締結しています。また，同法同条第10項の規定により，指定申請があった場合には，被申請市町村長の指定があったものとみなされます。

令和5年2月2日から令和5年10月1日までに指定を決定した事業所は以下のとおりです。

2 地域密着型通所介護事業所

事業所名	事業所番号	所在地	指定有効期間
生活リハビリデイサービス ガーデンハウスいちょう	1374301388	東京都小平市回田町349-5	令和5年10月1日 ～ 令和11年9月30日